

## 尾道市公共事業再評価実施要綱

平成13年4月1日制 定  
平成16年4月1日一部改正  
平成20年4月1日一部改正  
平成21年10月1日一部改正  
平成29年4月1日一部改正

### (目的)

第1条 この要綱は、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、必要に応じてその見直しを行い、事業の継続が適当と認められない場合には、当該事業を休止又は中止するため、公共事業の再評価を実施することを目的とする。

### (再評価対象事業)

第2条 再評価の対象とする事業は、本市が事業主体として実施する事業のうち国が事業費の一部を補助又は負担する事業（以下「補助事業等」という。）とする。

### (再評価実施事業)

第3条 再評価を実施する事業は、補助事業等のうち次の掲げる事業とする。

- (1) 事業採択（事業費が予算化されることをいう。以下同じ。）後5年を経過してなお未着工の事業（用地買収手続き又は工事のいずれにも着手していない事業をいう。ただし、土地区画整理事業及び市街地再開発事業にあつては、権利変換等が実施されている場合を除く。）
  - (2) 事業採択後10年を経過して継続中（一部供用されている場合を含む。）の事業
  - (3) 再評価実施後5年（下水道事業は10年）を経過して継続中（一部供用されている場合を含む。）又は未着工の事業
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、社会経済情勢の急激な変化等により、市長が特に必要があると認める事業
- 2 事業採択後都市計画決定若しくは変更が行われた事業については、前項中「事業採択」を「都市計画決定若しくは変更が行われた」とそれぞれ読み替えることができるものとする。

### (再評価の実施及び結果等の公表)

第4条 再評価の実施時期は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる事業 事業採択後5年目の年度
  - (2) 前条第1項第2号に掲げる事業 事業採択後10年目の年度
  - (3) 前条第1項第3号に掲げる事業 再評価実施後5年目の年度（下水道事業は10年目の年度）
  - (4) 前条第1項第4号に掲げる事業 随時
- 2 市長は、再評価を実施する事業について、進捗状況、社会経済情勢等の変化、コスト縮減や代替案の可能性等の視点から評価、検討を行い、当該事業の継続、規模の見直し、

休止又は中止の方針（以下「対応方針」という。）を決定するものとする。

3 市長は、前項の対応方針を決定するに当たり、尾道市公共事業評価委員会に当該事業の再評価に係る資料及び対応方針案を示して諮問し、対応方針に対する答申を受けその意見を尊重するものとする。

4 市長は、再評価の内容および対応方針等を公表するものとする。

（尾道市公共事業評価委員会）

第5条 市長は、前条第3項に規程する諮問に応じて審議を行うため、尾道市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、公共事業等に関し学識経験等を有し、人格、見識等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者の中から、市長が委嘱する5名以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長をおき、委員の互選によりこれを定める。

5 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、市長の要請に応じて委員長が招集し、議長を務める。

2 委員会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

（委員会の役割）

第7条 委員会は、市長の諮問に応じて、市長が提出した再評価を実施する事業及び対応方針案について、各事業を取り巻く社会経済情勢等を勘案して、客観的に審議を行い、答申するものとする。

2 委員会は、審議した対象事業に関し改善すべき点があると認めたときは、市長に対し建議を行うことができる。

（委員会の庶務）

第8条 委員会の庶務は、建設部契約課において行う。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会で定める。